

# 令和3年度 第2回 首里城公園管理体制構築検討委員会

## 【資料4】 管理運営に関する制度の活用方法の見直し

1. 管理運営の見直し検討事項（案）
2. 今後の予定（案）

## 管理運営に関する制度の活用方法の見直しの検討状況

### 令和3年度の検討事項④ 管理運営に関する制度の活用方法の見直し（案）の作成【仕組み】

首里城公園内の施設の整備段階等に応じた管理運営に関する制度の活用方法を管理体制の構築にあたり考慮すべき事項（防災関連業務の公園全体としての一体性、導入可能時期等）で比較・評価し、**首里城公園に適した管理運営に関する制度の活用方法の見直し（案）を作成**する。自主的な防災業務の遂行につながる制度の検討も含むものとする。

・ **令和8年の正殿単体完成時の管理に向け**、以下の内容について、確認・検討する。

#### ○ **管理運営の手続き関連の見直し検討事項（案）**

首里城公園に適した管理運営を目指し、管理運営の手続き関連の段階的な見直しを検討する。

- ①令和5年2月以降の管理期間と正殿完成時期の関係
- ②国営無料（国）、国営有料（県）、県営公園（県）の期間の区切り（2ヶ月の差）
- ③国営有料（県）と県営公園（県）の公募一本化

#### ○ **管理運営の業務内容（防災関連）の見直し検討事項（案）**

防火対策ガイドラインや他事例を参考に、現行制度（指定管理者制度）の枠組みを超えた検討を含めて、首里城公園の管理運営の業務内容（防災関連）の段階的な見直しを検討する。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ①防災管理内容の充実     | ⑥人材確保       |
| ②体制構築          | ⑦技術の蓄積・継承   |
| ③マニュアル、ルール等の策定 | ⑧公募条件       |
| ④関係機関との連携強化    | ⑨指定管理者の選定方法 |
| ⑤公園全体の一体性の確保   |             |

## 検討事項④の今後の予定（案）

### ○正殿単体完成時（R 8）の管理に向けた検討

※第2回首里城公園管理体制構築検討委員会（11/10）

### ○正殿単体完成時（R 8）の管理に向けた方針

※第3回首里城公園管理体制構築検討委員会（1月頃開催予定）

---

### ○首里城公園の管理運営に関する制度の活用方法の見直し（案）の作成

※第4回首里城公園管理体制構築検討委員会（3月頃開催予定）

※**管理許可**については、  
随時、国・県で調整を行う。

**令和5年2月以降  
の管理に関する方針**

## <参考> 首里城公園の指定管理等の状況

- ・ 首里城公園の管理許可・指定管理等は、複数に分かれている。
- ・ 国営公園と県営公園では、管理許可・指定管理等の期間の区切りに【2ヶ月の差】がある。

### <管理許可・指定管理等の期間>

年度	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	手続き・契約等の形態
管理許可 (首里城正殿等)	H31.2.1		4年		R5.1.31	都市公園法第5条第2項に基づく管理許可
指定管理	国営有料 正殿等	H31.2.1	4年		R5.1.31	県の条例※1の基づく指定管理者の指定
	県営		H31.4.1	4年	R5.3.31	県の条例※2の基づく指定管理者の指定
委託	国営無料	H31.2.1	4年		R5.1.31	公共サービス改革法※3に基づく民間競争入札 H30-34国営沖縄記念公園運営維持管理業務※4
委託	県文化財 (円覚寺等)			単年度		管理業務委託：随意契約
委託	市文化財 (玉陵等)			単年度		警備業務委託：制限付き一般競争入札 管理業務委託：指名競争入札

※1：沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例

※2：沖縄県都市公園条例

※3：競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

※4：海洋博覧会地区・首里城地区一体での発注

## <参考> 令和5年2月以降の管理期間と正殿完成時期の関係

- ・「首里城火災に関する再発防止策等報告書」（令和3年3月/首里城火災に係る再発防止検討委員会）において、「国及び沖縄県には、防災業務の継続性を確保する観点から、現行の指定管理者制度をどう活用するかなどを含めた首里城公園全体の管理運営の新しい在り方の検討を求めたい。」と提言されている。
- ・また「首里城正殿等の復元に向けた工程表」（令和2年3月27日/首里城復元のための関係閣僚会議）において、正殿は令和8年(2026年)までに復元することを目指すとしている。
- ・これらを踏まえ、正殿完成時の適切な管理体制の構築に向けて、令和5年2月以降の管理期間と正殿完成時期の関係を検討している。

<管理期間と正殿完成時期の関係> ※5年、4年の場合は正殿完成時期が含まれ、3年、2年の場合は含まれないことになる。

年度	R3/2021	R4/2022	R5/2023	R6/2024	R7/2025	R8/2026	R9/2027
正殿	実施設計	着工	工事	工事	工事	工事	正殿完成
その他 <small>（北殿・南殿等）</small>	復元基本方針		全体基本計画	基本設計	実施設計	発注・工事	

案1



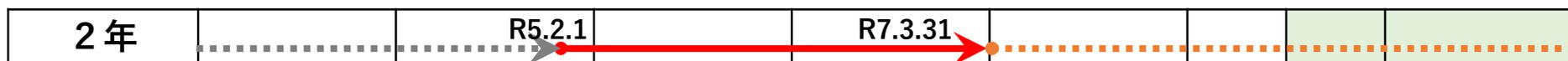
案2



案3



案4



※上記は、管理期間の区切りを3月末に見直す場合の管理期間（案）である。

## <参考> 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

### ■ 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（沖縄県総務部行政管理課/平成29年3月）

#### 第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針

##### 2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項

###### (1) 公平性、透明性の確保

指定管理者制度の導入手続においては、常に公平性、透明性を確保するものとする。

###### (2) 民間事業者等の応募促進

民間事業者等の応募機会の拡充、促進を図るため、応募への参入障壁をできる限り排除するとともに、利用料金制の活用等民間事業者等にインセンティブが働くよう努めるものとする。

###### (3) 指定期間

指定管理者の指定期間は、次のとおり目安となる基準を設け、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性、安定性等を踏まえ、施設ごとに設定を行うこととする。

ただし、この基準により難しい特別な事情が認められる施設にあつては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定する。

##### 【指定期間の基準】

5年…業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設。

3年…維持管理が主業務となる施設。ただし、初期設備投資がかかり、指定期間を3年とすることで指定管理者の安定した運営に支障をきたす恐れがある場合にはこの限りではない。

##### 【特別な事情が認められる指定期間の設定例】

- ・ P F I 事業や P F I 事業に類似する手法で整備された施設について、その事業の選定事業者等を指定管理者として指定する場合において、その事業期間を指定期間として設定する場合。
- ・ 将来的にあり方の見直し等が見込まれる施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定期間として設定する場合。
- ・ 新規施設において、施設の設置による成果や課題について検証等を行う必要があることから、導入初期に限り特別に指定期間を設定する場合。